

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和元年9月20日（令和元年（行個）諮問第97号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（行個）答申第121号）

事件名：防衛大学校が保有する本人に係る個人情報が記録された文書（特定年度に実施・検討された入学試験等に関するもの）の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書8に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年12月26日付け防人育第19897号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

- ア 面接の際の、面接官の請求者に対する態度は異常に敵対的だった。これは、面接官らが、請求者が特定事件の公益通報者である等との情報を得ていたからであると思われ、それを示す文書があるはずである。なお、防大では陰湿ないじめが行われており、教官らにはそれを含めて伝統を守らなければならないという意識があり、特定事件の公益通報者が大学院に学生として入ってきて、いじめの伝統を支えられたくないという意識があった可能性がある。
- イ 特定年月頃、防大では請求者を聴講生として入学させることが検討されたが、「まもなく定年なので費用対効果が乏しい」という変な理由で拒否した。「費用対効果」などは特定機関等が考えることであり、防大が言うのは「余計なお世話」である。これも防大が、請求者が公益通報者である等、ネガティブな個人情報を得ていたためであり、それに係る文書があるはずである。

(2) 意見書

別紙2及び3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、別紙1の2に掲げる8文書に記録されている本件対象保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき、平成30年12月26日付け防人育第19897号により、本件対象保有個人情報について、法14条2号、7号イ及びニに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法14条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由については、付紙（省略）のとおりであり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、7号イ及びニに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「面接の際の、面接官の請求者に対する態度は異常に敵対的だった。これは、面接官らが、請求者が特定事件の公益通報者である等との情報を得ていたからであると思われ、それを示す文書があるはずである。」などとして、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、原処分を行うに当たって、本件対象保有個人情報が本件開示請求に係る保有個人情報として確認できたものの全てであり、また、本件審査請求を受け、念のため、防衛大学校において、本件対象保有個人情報以外に本件開示請求に該当する個人情報を保有していないか改めて探索を行い、それらが全てであることを確認した。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 令和元年9月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月12日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ 同年12月12日 | 審議 |
| ⑤ 同月17日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑥ 令和2年1月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるとこ

る、処分庁は、本件対象保有個人情報と特定し、その一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これについて審査請求人は、処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めているが、審査請求書及び意見書の内容に鑑みれば、本件対象保有個人情報に該当する文書の再特定を求めるものと解されるどころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 審査請求人が上記第2の2(1)イ、別紙2の2及び別紙3において主張する文書の存在の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 審査請求人は、面接官や防衛大学校において、開示請求者（審査請求人を指す。）が特定事件の公益通報者である等の情報を得ていたと思われ、それを示す文書が存在する旨主張するが、これに該当する文書を保有していないことについては、理由説明書（上記第3の3）のとおりである。

イ なお、防衛大学校大学院の学生の選考に当たっては、受験者が実務経験に根差した鋭い問題意識と、その問題意識を自力で掘り下げることができる学問的な研究のための基礎能力を備えているかを筆記試験及び口述試験により総合的に評価し判断されるものであり、当該選考に対し公益通報又は情報公開請求を行ったことが影響することはない。

ウ 仮に審査請求人が主張するような文書が当時存在していたのであれば、本件開示請求で特定した文書と共に適切に管理されるが、理由説明書（上記第3の3）で説明するとおり、当該文書の存在を確認することはできなかったことから、当該文書は、作成又は取得していない。

エ また、本件審査請求を受け、防衛大学校において、再度、その執務室、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等について、現在保有しているもの全ての探索を行ったが、理由説明書（上記第3の3）で説明するとおり、本件対象保有個人情報以外に保有個人情報の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)アないしウの説明を踏まえると、諮問庁の説明について、特段不自然、不合理な点は認められず、審査請求人において当該文書が存在するという具体的な主張等はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、本件対象保有個人情報の探索の範囲等についても、上記(1)エのとおりであり、その探索の範囲等は、不十分であるとはいえない。

したがって、防衛省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

- 1 防衛大学校に存在する，請求者を本人とする個人情報掲載した行政文書（特定年度に実施・検討された，防衛大学校大学院入学試験，聴講生・研修生としての受け入れ，その他人事に関する文書）（紙文書のほか，電子データも含む。）

- 2 文書 1 志願者提出資料
文書 2 試験時作業用名簿
文書 3 口述試験評定表
文書 4 第 4 回運営部会資料
文書 5 第 6 回運営部会資料
文書 6 第 1 回委員会資料
文書 7 3 幕意見交換会資料
文書 8 第 1 2 回運営部会資料

別紙2 意見書1（なお、別紙の内容は省略する。）

- 1 まず、不服申立てから90日以内に諮問しなければならないのに、諮問庁が半年もかけたことに猛省を促したい。
- 2 次に、開示請求者は、特定年月日、上司である特定役職特定氏名から防大大学院不合格を告げられたが、その際に特定氏名から「お前、情報公開請求やっているのか？」と言われた。これは、情報公開請求を理由に不合格にされたことを示唆している。情報公開請求につき防大に知らせた文書があるはずである。それともこれは特定氏名の妄想なのか。特定氏名に伝えた特定部署担当者の妄想なのか。特定氏名と特定部署担当者から聞き取り調査をされたい。
- 3 次に、防大大学院入試の口述試験は特定年月日に行われたが、この際も不可解なことが行われた。「受験者心得」（別紙）4頁にあるとおり、開示請求者（受験番号特定番）だけが、非常勤職員としての採用希望者のグループに入れられたのである。これは、防大当局が面接官に「こいつは落とせ」というメッセージを伝えたかったが、露骨に伝えるわけにはいかないので、入学希望者を非常勤職員採用希望者の中に混ぜることによって面接官に「暗黙のメッセージ」を送り、悪い点を付けて落とすよう「忖度」させたのではないか。

別紙3 意見書2（なお、添付記事の内容は省略する。）

防衛大学校は、特定年の大学院入試の筆記試験で優秀な成績を挙げた審査請求人を、面接で無理やり減点し、不合格にした（と思われる。）しかし、面接において筆記試験の成績を覆すほど減点するからには、受験者を「研究者としての将来性が無い」と断じて不合格にするには、面接官に「人を見る目」があることが前提になる。しかし、防大大学院の面接官に「人を見る目」があるかどうか疑わしい。

添付の記事によると、防大学院の学生が特定児童生徒を強姦して逮捕されたということである。彼は将官候補だったらしい。なぜ防大大学院の面接官は彼の本質を見抜けなかったのか。筆記試験の結果を覆すほどの権限を与えられるに足る審美眼を有することを前提として面接官に任じられたなら、当該面接官は特定児童生徒強姦犯を合格させてしまったことの責任をとるべきではないか。

なお、防大大学院の面接官は、審査請求人を「研究者としての将来性が無い」と断じて不合格にしたようであるが、その後審査請求人は、特定大学大学院を優秀な成績で卒業した。特定大学と言え、司法試験合格者輩出数では我が国屈指であり、法律に関してはトップクラスと云っていい。防衛大は、司法試験合格者を何人出しているだろうか。

やはり、面接官らは、審査請求人に関し、研究者としての資質とは無関係のネガティブな情報（と言うより、公益通報をしたとか情報公開請求をしたとか、日本国全体、日本国民全体にとってはポジティブだが、都合の悪い情報を隠ぺいしようとする者にとってはネガティブな情報）を得ていたと思われる。それを得た輩の文書、それを判断材料にした際の文書があるはずである。